

平成19年2月19日

各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号
ゴメス・コンサルティング株式会社
代表取締役 執行役員CEO 西村 徹
(コード番号: 3813)
問合せ先: 執行役員CFO 管理部長 五関 智紀
電話番号: 03-6229-0813
(URL <http://www.gomez.co.jp/>)

株式の分割および株式の分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月19日開催の取締役会において、株式の分割および株式の分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

① 株式の分割

1. 株式分割の目的

株式の流動性を向上させるため、当社株式を1株につき2株の割合をもって分割します。これは、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることを目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成19年4月30日(月曜日)[ただし、当日、前日および前々日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成19年4月27日(金曜日)]最終の発行済株式総数に1を乗じた株式数とする。ただし、1株未満の端数株式は、これを切り捨てる。

(2) 分割の方法

平成19年4月30日(月曜日)[ただし、当日、前日および前々日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成19年4月27日(金曜日)]最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主ならびに端株原簿に記載または記録された端株主の所有株式1株につき、2株の割合をもって分割する。なお、分割の結果生ずる1株未満の端数株式は、会社法第235条の規定に従い調整するものとする。

3. 日程

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 基準日 | 平成19年4月30日(月曜日) |
| (2) 効力発生日 | 平成19年5月1日(火曜日) |
| (3) 株券交付日 | 平成19年6月20日(水曜日) (予定) |

4. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

【ご参考】

1. 分割により増加する株式数を具体的に明示していないのは、本日より分割基準日（平成19年4月30日）までの間に新株予約権の行使によって発行済株式総数が増加する可能性があり、分割基準日現在の発行済株式総数が確定できないためであります。なお、平成19年2月19日現在の発行済株式総数を基準に株式分割後の発行済株式総数（端株を除く）を計算すると次のとおりとなります。

（1）平成19年2月19日現在の発行済株式総数	7,270株
（2）分割による増加株式数	7,271株
（3）分割後の発行済株式総数	14,541株

2. 株式分割に際しては、資本金の増加はありません。
平成19年2月19日現在の資本金 610,712,500円

3. 今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の行使価額を平成19年5月1日以降次のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権 (平成15年3月14日定時株主総会決議)	88,500円	44,250円
第2回新株予約権 (平成17年6月2日臨時株主総会決議)	200,000円	100,000円

4. 証券保管振替制度をご利用の場合は、平成19年5月1日付にて株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿および預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることとなります。
5. 株式の分割後の株券および所有株式に関するご案内は、平成19年6月20日にお届けご住所へお送りする予定です。なお、分割による増加株式は、お手元に株券が到着するまで売却できませんのでご注意ください。ただし、証券保管振替制度をご利用の場合は、平成19年5月1日（火曜日）から売却が可能となります。

② 株式の分割に伴う定款の一部変更

1. 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって、平成19年5月1日（火曜日）付をもって当社定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

発行可能株式総数を20,000株から20,000株増加させ、40,000株とする。

3. 日程

定款変更のための取締役会決議日 平成19年2月19日（月曜日）
定款変更の効力発生日 平成19年5月1日（火曜日）

以 上